

鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱

(目的)

第1条 男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、誰もが働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を認定し、広く紹介することにより、県内企業における男女共同参画の普及推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、申請者及び企業の定義は次のとおりとする。

- (1) 申請者とは、男女共同参画推進企業として認定を受けようとする者をいう。
- (2) 企業とは、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う企業（個人事業主を含む）、法人、又は団体の組織とする。

(申請)

第3条 申請者は、様式第1号により必要な書類を添付し、認定の申請を行うものとする。

(認定要件)

第4条 知事は、次の要件をすべて満たす企業を、「鳥取県男女共同参画推進企業」（以下「認定企業」という。）として認定することができる。

- (1) 仕事と育児・介護の両立支援のための制度を持ち、実際に利用されていること又は今後実施を予定していること。
- (2) 誰もが働きやすい職場環境づくりの取組を実施していること又は今後実施を予定していること。
- (3) 男女均等な能力活用の取組を実施していること又は今後実施を予定していること。
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）等の関係法令が遵守されていること。

(審査)

第5条 知事は、申請者の取組が前条の要件（以下「認定要件」という。）を満たしているか、下記のとおり審査を行う。

- (1) 認定審査 申請者の認定要件の適合状況を検証する審査で、書類審査と実地審査の二段階で実施する。
- (2) 臨時審査 認定企業が申請内容の大幅な変更を行う場合、又は知事が必要と認める場合に実施する審査で、内容に応じ、書類審査若しくは実地審査又はその両方を実施する。

2 知事は、前項の規定による審査結果を別に定める認定委員会に諮る。

3 前2項に定める審査は、別に定める方法により行う。

(認定等)

第6条 知事は、前条第2項の規定による審査結果をもとに、認定要件を満たすかどうかを最終的に判断し認定する。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、必要事項を登録簿に登録し、申請者に通知し、様式第2号による認定証を交付するとともに、県のホームページ等で公表するも

のとする。

(ロゴマークの使用)

第7条 認定企業は、広告、名刺等に認定企業である旨又は様式第2号に記載された認定企業ロゴマークを表示することができる。ただし、求人票にあっては、認定企業である旨の表示に限るものとする。

(推進状況報告)

第8条 認定企業は、認定日から3年を経過する日までに様式第3号により、知事に推進状況報告書を提出するものとし、以後3年ごとに同様とする。

- 2 前項の場合のほか、知事は、特に必要と認めたときは、推進状況報告書その他認定企業における推進状況の確認に参考となる資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、特に必要があると認めたときは、臨時審査により推進状況の確認を行うことができる。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定企業が第4条に定める認定要件を欠くと認める場合その他認定企業として適当でないとき、認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取消しをするときは、理由を付して当該企業にその旨を通知するものとする。
- 3 認定の取消しを受けた場合は、当該企業は速やかに認定証を知事に返納するものとする。

(変更の届出)

第10条 認定企業は、申請内容に変更が生じた場合で、認定要件に影響を及ぼす可能性がある場合は、様式第4号により知事に変更届を提出するものとする。その際、認定企業から認定証の再発行の依頼があった場合は、知事は認定証を発行する。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、地域社会振興部人権尊重社会推進局女性応援課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の施行の際現に認定を受けている認定企業（以下「旧要綱認定企業」という。）の認定は、当該認定を受けた際に付された有効期間（以下単に「有効期間」という。）の満了までの間なお効力を有する。
- 3 旧要綱認定企業が有効期間の満了の日前6月の間に新要綱第3条の申請を行った場合には、新要綱第5条第1項第1号の規定にかかわらず実地審査を行わないものとする。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年12月16日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月17日から施行し、平成29年度実施事業から適用する。

附 則

この改正は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年1月12日から施行する。

附 則
この改正は、令和3年3月29日から施行する。

附 則
この改正は、令和3年9月13日から施行する。

附 則
この改正は、令和4年3月30日から施行する。

附 則
この改正は、令和4年10月1日から施行する。

附 則
この改正は、令和5年7月28日から施行する。

(様式第1号)

鳥取県男女共同参画推進企業認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者
名 称
所 在 地
代表者職・氏名

鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日付男女第250号鳥取県生活環境部長通知）第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 鳥取県男女共同参画推進企業認定審査票（様式第1号別紙）
- 2 添付書類
 - (1) 企業の概要がわかるもの
 - (2) 就業規則、または就業規則に準ずる規定の写し
 - (3) その他（取組の内容について参考となる資料）

(様式第2号)

鳥取県男女共同参画推進企業認定証

企業の名称

所在地

上記企業は、鳥取県男女共同参画推進企業として認定します。

認定番号 第 号

認定日 年 月 日

発行日 年 月 日

鳥取県知事

印



(様式第3号)

男女共同参画に関する推進状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者
名 称
所 在 地
代表者職・氏名

鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日付男女第250号鳥取県生活環境部長通知）第8条の規定に基づき、様式第3号別紙のとおり男女共同参画推進状況を報告します。

(様式第4号)

鳥取県男女共同参画推進企業認定変更届出書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者
名 称
所 在 地
代表者職・氏名

鳥取県男女共同参画推進企業認定要綱（平成16年2月9日付男女第250号鳥取県生活環境部長通知）第10条の規定により、次のとおり内容の変更を届け出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定日
- 3 変更内容

変 更 前	変 更 後